

開発事業等におけるまちづくりに関する条例



にしのみや市民のみなさまへ

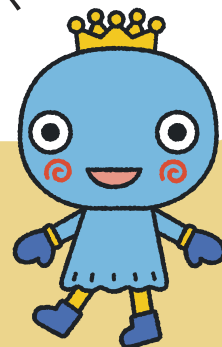
建築をお考えの方、開発事業に関心のある方、
ぜひ手に取ってください。

開発事業等におけるまちづくりに関する条例ってなに？

どんなことを定めているの？

どんな手続きが必要なの？

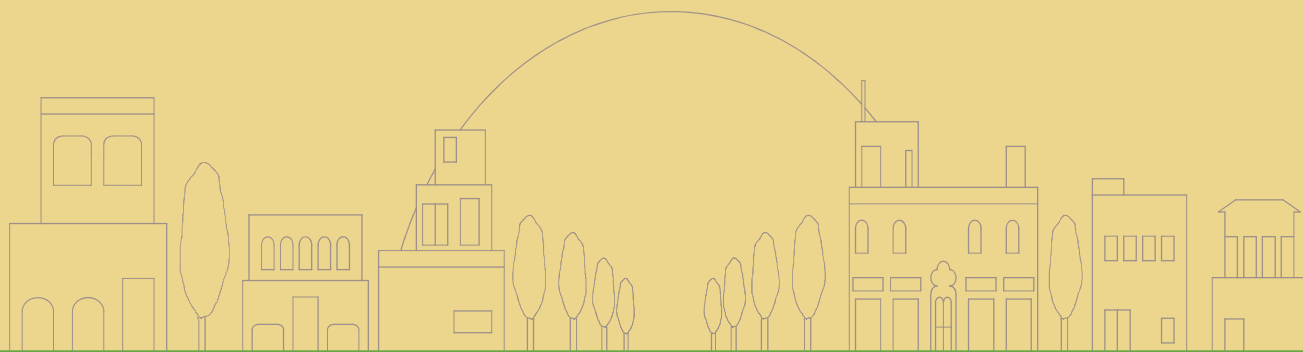
近隣住民等との協議って？



西宮市観光キャラクター

みやたん

© たかいよしかず



西宮市民憲章

美しい風光と豊かな伝統のまち、西宮の市民としてこの憲章を定めます。これは未来へはばたくわたくしたちの合い言葉です。

- その1 西宮を みどりと青空の明るいまちにしましょう
- その2 西宮を 教育と文化のかおり高いまちにしましょう
- その3 西宮を 心のかよった福祉のまちにしましょう
- その4 西宮を 希望にみちた産業のまちにしましょう
- その5 西宮を 心身ともに健やかなしあわせのまちにしましょう

兵庫県西宮市六湛寺町 10 番 3 号 〒662-8567

西宮市役所

(課名) **開発指導課**

TEL **0798-35-3663**

窓口ご相談時間 9:00～17:30 (月～金)
窓口が混み合う場合がございます。お早めどうぞ。

